関係法令・条例一覧

No	 法令等名	 主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
110	D I TA	工。公子则近日小河	類型		电加曲 7
	地すべり等防止法	 地すべり防止区域内において、	許可	 香川県河川砂防課	087-832-3536
	7 170 4 170	地すべりの防止を阻害し、又は	ні 3	D 1 1 2 1 1 1 2 1 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1 2	00. 00 2 0000
		地すべりを助長し、もしくは誘		 (農水省所管)	(西讃)
1		発する行為を行う場合は、許可		西讚土地改良事務	0875-25-4086
		が必要です。		所又は小豆総合事	(小豆)
				務所の土地改良課	0879-62-1262
	急傾斜地の崩壊に	急傾斜地崩壊危険区域内におい	許可	各地域の土木事務	(長尾)
	よる災害の防止に	て、急傾斜地の崩壊を助長し、		 所又は小豆総合事	0879-52-2585
	関する法律	又は誘発するおそれのある行為		務所の管理担当課	(高松)
		を行う場合は、許可が必要で			087-889-8902
		す。			(中讃)
2					0877-46-7469
					(西讃)
					0875-25-5261
					(小豆)
					0879-62-1334
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域内におい	許可	各地域の土木事務	(長尾)
	等における土砂災	て、一定の開発行為を行う場合		所又は小豆総合事	0879-52-2585
	害防止対策の推進	は、許可が必要です。		務所の管理担当課	(高松)
	に関する法律				087-889-8902
3					(中讃)
3					0877-46-7469
					(西讃)
					0875-25-5261
					(小豆)
					0879-62-1334
	砂防法	砂防指定地内において、土地の	許可	各地域の土木事務	(長尾)
		形状変更等を行う場合は、許可		所又は小豆総合事	0879-52-2585
		が必要です。		務所の管理担当課	(高松)
					087-889-8902
4					(中讚)
					0877-46-7469
					(西讚)
					0875-25-5261
					(小豆)
					0879-62-1334

No	法令等名	主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
			類型		
	森林法	保安林及び保安施設地区におい	指定	香川県みどり保全	087-832-3221
		て、開発行為を行う場合は、指	解除	課	
		定解除が必要です。ただし、解			
		除は公益上の理由により必要が			
		生じたとき等に限られ、かつ一			
		定の要件を満たす必要がありま			
		す。			
5		地域森林計画の対象となってい	許可		
J		る民有林における開発面積が			
		0.5ha を超える場合は、知事の			
		林地開発許可が必要です。			
		地域森林計画の対象となってい	届出	各市町の林業担当	各市町の林業
		る民有林における開発面積が		課	担当課
		0.5ha 以下の場合は、市町長へ			
		伐採及び伐採後の造林の届出が			
		必要です。			
	みどり豊かでうる	一定規模(地域森林計画の対象	事前	香川県みどり保全	087-832-3463
	おいのある県土づ	である民有林は 0.1ha、その他	協議	課	
6	くり条例	は 1ha) 以上の土地開発行為を			
		行う場合は、事前協議が必要で			
		す。			
	河川法	国・県・市町の管理する河川区	許可	(国管理河川区域)	0877-22-8318
		域において、占用及び工作物の		国土交通省四国地	
		設置等を行う場合は、許可が必		方整備局香川河川	
		要です。		国道事務所土器川	
				出張所	
				(県管理河川区域)	(長尾)
				各地域の土木事務	0879-52-2585
				所又は小豆総合事	(高松)
7				務所の管理担当課	087-889-8902
					(中讃)
					0877-46-7469
					(西讃)
					0875-25-5261
					(小豆)
					0879-62-1334
				(市町管理河川区	各市町の河川
				域)	担当課

(高松港) 高松港管理事務所 (中讃 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆)	活番号
瀬岸法 海岸保全区域や一般公共海岸区域において、工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。 許可 各地域の土木事務 (長尾 の87-88 (高松港) 高松港管理事務所 (高松港) 高松港管理事務所 (高松港) 名・市町の漁港担当 課 (農地海岸) 各・市町の漁港担当 課 (農地海岸) 各・市町の漁港担当 課 (農地海岸) 各・地域の土地改良 事務所又は小豆総合事務所又は小豆総合事務所又は小豆総合事務所の土地改良 事務所又は小豆総合事務所の土地改良 東務所又は小豆総合事務所の土地改良 東務所又は小豆総合事合。 (西讃 087-85 (四 古 で 古) (長尾 下) (高松港) (高松港) (高松港) (高松港) (高松港) (387-9-6) (高松港) (387-9-6) (高松港) (387-9-6) (高松港) (387-9-6) (387-9-6) (高松港) (387-9-6) (3	
### 神学法 神学 神学	
域において、工作物の設置等を 行う場合は、許可が必要です。 所又は小豆総合事 879-5 (高松地) (87-88 (本地) (高松地) (87-88 (本地) (87-88 (本地) (87-88 (本地) (987-6 (五世) (987-6 (八豆 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	
おけっぱ	
8 (高松港) 087-88 (中蔵高松港管理事務所 0877-4 (西蔵 0875-2 (小豆 0879-6 (高松 087-85 (漁港海岸) 各市町の漁港担当 課 (農地海岸) 各地域の土地改良 事務所又は小豆総 合事務所のと地立改良 事務所又は小豆総 合事務所の土地改良 良課 0875-6 (西蔵 0877-6 (西蔵 9879-6 (西茂 0879-6 (高松港) す。 第一 各地域の土木事務 (長尾 から できる できる (高松港) 高松港管理事務所 0877-4 (西蔵 087-88 (高松港) 高松港管理事務所 0877-4 (西蔵 0875-2 (小豆 0879-6 (西茂 0879-6	
(高松港) (中職 高松港管理事務所	
高松港管理事務所	
(西護	
875-2 (小豆 0875-2 (小豆 0879-6) (高松 0875-2 (小豆 0879-6) (高松 087-85 (農地海岸) 各市町の漁港担当 担当課 (農地海岸) 各地域の土地改良 087-88 事務所又は小豆総 合事務所の土地改 0877-6 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6 0879-6 0879-6 0879-6 0879-5 0879-5 0879-5 0879-5 0879-5 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6 0879-6 0879-6 0879-88 0879-88 (高松港) 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6 0879	
8	
88	
(高松	
8 087-85 (漁港海岸) 名市町 2087-85 (漁港海岸) 名市町の漁港担当 担当課 (農地海岸) (農地海岸) 名地域の土地改良 事務所又は小豆総 中讃 0875-2 (小豆 0879-6 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6 (高松 0879-88 (高松 0879-88 (高松 0879-88 (高松 0879-88 (高松 0877-88 (高松 0877-88 (高松 0877-88 (高松 0877-88 (高松 0877-88 (高松 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6 0879-6 (西讃 0879-6 (西讃 0879-6 (西讃 0879-6 (西讃 0879-6 (西讃 0879-6 (西寸 0879-6	
(漁港海岸) 各市町の漁港担当 担当課 課 (農地海岸) (東護 各地域の土地改良 987-88 事務所又は小豆総 中護 合事務所の土地改良 1987-6. (西護 合事務所の土地改良 1987-6. (西護 0875-2. (小豆 1987)-6. (高松港) 高松港管理事務所 9877-4 (西護 1987)-88 (高松港) 高松港管理事務所 9877-4 (西護 1987)-88 (高松港) 高松港管理事務所 9877-4 (西護 1987)-88 (高松港) 高松港管理事務所 9877-4 (西護 1987)-6 (西護 1987)-6 (19	
と	
課 (農地海岸) (東護名地域の土地改良 087-88 (中護名事務所又は小豆総 0877-61 良課 0875-2 (小豆 0879-6) と 港湾法 港湾隣接地域及び臨港地区内の 民有地において、工作物の設置 等を行う場合は、許可が必要です。 (高松港) (高松 087-88 (高松港) (高松港) 高松港管理事務所 0877-4 (西護高松港管理事務所 0877-4 (西護高松港管理事務所 0877-4 (西護高松港管理事務所 0877-4 (西護 0875-2 (小豆 0879-6) (小豆 0879-6)	
(農地海岸) (東護名地域の土地改良 087-88 中務所又は小豆総 中讃 0877-62 良課 0877-62 良課 0877-62 (小豆 0879-62 です。	*
各地域の土地改良 987-88 (中護 1987	法 /
事務所又は小豆総 (中讃 6事務所の土地改 0877-6 良課 0875-2 (小豆 0879-6 0879-6 (不豆 0879-6 0879-5 0879-5 0879-5 0879-5 0879-5 0879-8 (高松港) (中讃 高松港管理事務所 0877-4 (西讃 0875-2 0879-6 0879	
合事務所の土地改良課	
良課	
20875-22 (小豆 0879-6] 港湾法 港湾隣接地域及び臨港地区内の 民有地において、工作物の設置 等を行う場合は、許可が必要で す。	
港湾法 港湾隣接地域及び臨港地区内の 許 可 各地域の土木事務 (長尾) 民有地において、工作物の設置 第を行う場合は、許可が必要です。 (高松港) (高松港) (高松港) (高松港) (西讃 0875-2 (小豆 0879-6) (小豆 08	
港湾法 港湾隣接地域及び臨港地区内の 許 可 各地域の土木事務 (長尾) 所又は小豆総合事 8879-55 等を行う場合は、許可が必要です。 (高松港) (高松港) (高松港で理事務所 0877-44 (西讃の875-22 (小豆の879-65) (小豆の879-65) (100 100	
港湾法 港湾隣接地域及び臨港地区内の 許 可 各地域の土木事務 (長尾) 1	
民有地において、工作物の設置 所又は小豆総合事 務所の管理担当課 0879-55 等を行う場合は、許可が必要です。 (高松港) (中費 高松港管理事務所 0877-4 (西費 0879-6 0879-6	
等を行う場合は、許可が必要です。	_,
す。	
9 (高松港) (中讃 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6)	89-8902
高松港管理事務所 0877-4 (西讃 0875-2 (小豆 0879-6	
9 (西讃 0875-2: (小豆 0879-6:	46-7469
0875-2 (小豆 0879-6	
(小豆) 0879-6	25-5261
0879-6	
	62-1334
TILITA	
	51-3442

No	法令等名	主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
			類型		
	漁港漁場整備法	漁港区域において、工作物の設	許可	各市町の漁港担当	各市町の漁港
10		置等を行う場合は、許可が必要		課	担当課
		です。			
	農業用ため池の	【法律】特定農業用ため池に指	許可	各地域の土地改良	(東讃)
	管理及び保全に	定されたため池については、以	又は	事務所又は小豆総	087-889-0191
	関する法律及びた	下の手続きが必要です。	届出	合事務所の土地改	(中讃)
	め池の保全に関す	①土地の掘削等をする場合は、		良課	0877-62-0752
	る条例	許可が必要です。			(西讃)
		【条例】堤高が 5m以上又は貯			0875-25-4086
		水量が 5 千㎡以上のため池につ			(小豆)
		いては、以下の手続きが必要で			0879-62-1262
		す。(特定農業用ため池を除く)			
		①埋立を行う場合は、届出が必			
		要です。			
11		 ②土地の掘削等をする場合は、			
		 許可が必要です。			
			届出		
		 ついても、埋立を行う場合は、			
		 「農業用ため池の管理及び保全			
		 に関する法律の制定及びため池			
		 の保全に関する条例等の改正等			
		に伴う事務の取扱いについて			
		 (令和3年8月30日付け3土改			
		第 35584 号香川県農政水産部長			
		通知)」により、条例対象ため			
		池に準じて、届出が必要です。			
		自然公園(国立公園、県立自然	許可	(国立公園)	087-811-6227
	川県立自然公園条	公園)区域内であれば、以下の	又は	環境省四国事務所	
	例	手続きが必要です。	届出	高松自然保護官事	
	,	□特別地域内において、土地の	/H —	務所	
		形状変更、工作物の設置等をす		(県立自然公園)	087-832-3214
		る場合は、許可が必要です。		香川県みどり保全	001 002 0211
12		②普通地域内において、土地の		課	
		形状変更、一定規模を超える工		I IN IN	
		作物の設置等をする場合は、工			
		事着手の30日前までに届出が必			
		要です。			
		久 、 7 。			

No	法令等名	主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
			類型		
	自然環境保全法及	香川県自然環境保全地域内であ	許可	香川県みどり保全	087-832-3214
	び香川県自然環境	れば、以下の手続きが必要で	又は	課	
	保全条例	す。	届出		
		①特別地区内において、土地の			
		形質変更、工作物の設置等をす			
		る場合は、許可が必要です。			
		②普通地区内において、土地の			
		形質変更、一定規模を超える工			
		作物の設置等をする場合は、工			
13		事着手の30日前までに届出が必			
15		要です。			
		香川県緑地環境保全地域内であ	届出		
		れば、土地の形質変更、一定規			
		模を超える工作物の設置等をす			
		る場合は、工事着手の30日前ま			
		でに届出が必要です。			
		自然記念物の現状を変更し、又	届出		
		は保存に影響を及ぼす行為をし			
		ようとする場合は、届出が必要			
		です。			
	鳥獣の保護及び管	鳥獣保護区特別保護区におい	許可	香川県みどり保全	087-832-3212
	理並びに狩猟の適	て、建築物その他工作物の新		課	
14	正化に関する法律	築・増改築や、水面の埋め立			
		て、干拓及び木竹の伐採等をす			
		る場合は、許可が必要です。			
	絶滅のおそれのあ	生息地等保護区域内において、	許可	環境省四国事務所	087-811-6227
15	る野生動植物の種	各種の開発行為を行う場合は、	又は	野生生物課	
	の保存に関する法	許可又は届出が必要です。	届出		
	律				
	香川県希少野生生	指定希少野生生物保護区におい	許可	香川県みどり保全	087-832-3227
	物の保護に関する	て、建築物その他工作物の新		課	
16	条例	築・増改築や、水面の埋め立			
		て、干拓及び木材を伐採する場			
		合は、許可が必要です。		6	# = = = = = = = = = = = = = = = = =
	景観法及び市町景	各市町の景観計画区域内におい	届出	各市町の景観法担	各市町の景観
17	観条例	て、一定規模を超える建築物そ		当課	法担当課
		の他工作物の新築・増改築を行			
		う場合は、届出が必要です。			

No	法令等名	主な手続きの概要	手続類型	相談窓口	電話番号
18	都市計画法及び風 致地区内における 建築等の規制に関 する条例(県条例 及び市町条例)	風致地区内において、建築物の 建築、宅地の造成、木材の伐採 その他の行為を行う場合は、許 可が必要です。	許可	高松市、丸亀市、 坂出市、観音寺 市、三豊市、宇多 津町、多度津町の 風致地区担当課	高松市、丸亀 市、坂出市、 観音寺市、三 豊市、宇多津 町、多度津町 の風致地区担 当課
19	農地法	登記地目が田・畑などの土地又は現況が農地等である土地を農地以外のものに転用する場合は、許可が必要です。	許可	各市町農業委員会 又は香川県農業経 営課農地マネジメ ント推進室	各市町農業委 員会又は 香川県農業経 営課農地マネ ジメント推進 室 087-832- 3397
20	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の農地を農用地区域から除外し、農地以外のものにする場合は、農用地利用計画の変更を市町に申し出ることが必要です。	申出	各市町の農業振興 地域制度担当課又 は香川県農業経営 課農地マネジメン ト推進室	各市町の農業 振興地域制度 担当課又は 香川県農業経 営課農地マネ ジメント推進 室 087-832- 3397
21	文化財保護法及び 文化財保護条例 (県条例及び市町 条例)	史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群保存地区の 国・県・市町指定地において、現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出が必要です。 工事中に新たな遺跡(埋蔵文化財)を発見した場合は届出が必要です。	許可出出出	各市町の教育委員 会又は香川県生涯 学習・文化財課	各市町の教育 委員会又は 香川県生涯学 習·文化財課 087-832-3786
22	瀬戸内海環境保全 特別措置法及び香 川県自然海浜保全 条例	自然海浜保全地区において、土 地の形質変更、工作物の設置等 をする場合は、届出が必要で す。	届出	香川県みどり保全課	087-832-3214

類型 類型	087-839-2380 087-832-3229
清掃に関する法律 おいて、宅地造成、土地の掘 高松市環境指導課 削、工作物の設置、開墾等、土 (上記以外)	
削、工作物の設置、開墾等、土	087-832-3229
(上記以外)	087-832-3229
23 地の形質の変更を行おうとする 香川県循環型社会	
場合は、届出が必要です。 推進課	
※高松市以外の指定区域につい	
ては、県 HP より確認できます。	
都市計画法 架台下の空間に人が立ち入るも 許 可 (高松市のみ)	087-839-2488
の(メンテナンスのみに立ち入 高松市建築指導課	
るものを除く)、又は、架台下 (上記以外で都市	丸亀市、坂出
の空間を居住、執務、作業、集計画区域内の	市、善通寺
会、娯楽、物品の保管若しくは 4.5ha 未満のもの)	市、観音寺
格納その他の屋内的な用途に使 丸亀市、坂出市、	市、さぬき
用するものは、建築物に該当す 善通寺市、観音寺	市、東かがわ
るため、開発面積が一定規模以 市、さぬき市、東	市、三豊市、
上の場合は、許可が必要です。 かがわ市、三豊	土庄町、小豆
24 市、土庄町、小豆	島町、三木
島町、三木町、宇	町、宇多津
多津町、綾川町、	町、綾川町、
琴平町、多度津	琴平町、多度
町、まんのう町の	津町、まんの
都市計画法担当課	う町の都市計
	画法担当課
(その他)	087-832-3611
香川県建築指導課	
香川県屋外広告物 看板等を設置する場合は、許可 許 可 (高松市のみ)	087-839-2455
条例及び高松市屋が必要です。 高松市都市計画課	
外広告物条例 (上記以外)	(長尾)
各地域の土木事務	0879-52-2585
所又は小豆総合事	(高松)
務所の管理担当課	087-889-8902
25	(中讃)
	0877-46-7469
	(西讃)
	0875-25-5261
	(小豆)
	0879-62-1334

No	法令等名	主な手続きの概要	手続類型	相談窓口	電話番号
	建築基準法	架台下の空間に人が立ち入るも の (メンテナンスのみに立ち入 るものを除く)、又は、架台下	確認申請	(高松市のみ) 高松市建築指導課	087-839-2488
26		の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当するため、建築確認申請が必要です。		(上記以外) 各地域の土木事務 所、小豆総合事務 所の建築指導担当 課又は香川県建築 指導課	(長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3611
27	建設リサイクル法	特定建設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材)を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事であって、一定規模以上の工事の場合は、届出又は通知が必要です。	届又通出は知	(高松市) 高松市の建設リサイクル法担当課 (高松市の建設リサイクル法担当課 (高松市以外の登場を) のの一次では (高松市ののでは) ののでは (高本工地域のでは) がいます (本本工地域のでは) がいます (本本工	建設リサイク ル法担当課 (長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3612 (長尾) 0879-52-2584 (中讃) 0877-46-3182 (西讃) 0877-46-3182 (西讃) 0875-25-1002 (小豆) 0879-62-1333 (香川郡) 087-889-8909

No	法令等名	主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
			類型		
	土壤汚染対策法	3,000 ㎡以上の土地の形質を変	届出	(高松市のみ)	(高松市)
28		更しようとする場合は、着手日		高松市環境指導課	087-839-2380
20		の 30 日前までに届出が必要で		(上記以外)	087-832-3218
		す。		香川県環境管理課	
	騒音規制法	規制地域において、特定建設作	届出	高松市、丸亀市、	高松市、丸亀
		業を行う場合は、作業開始の7		坂出市、善通寺	市、坂出市、
		日前までに届出が必要です。		市、観音寺市、さ	善通寺市、観
		※(特定)建設作業の種類		ぬき市、東かがわ	音寺市、さぬ
		①くい打機・くい抜機・くい打		市、三豊市、直島	き市、東かが
		くい抜機、びょう打機、さく岩		町、宇多津町、多	わ市、三豊
29		機、空気圧縮機、一定出力以上		度津町の騒音規制	市、直島町、
		のバックホウ・トラクターショ		法担当課	宇多津町、多
		ベル・ブルドーザーを使用する			度津町の騒音
		作業			規制法担当課
		②一定規模以上のコンクリート			
		プラント又はアスファルトプラ			
		ントを設けて行う作業			
	振動規制法	規制地域において、特定建設作	届出	高松市、丸亀市、	高松市、丸亀
		業を行う場合は、作業開始の7		坂出市、善通寺	市、坂出市、
		日前までに届出が必要です。		市、観音寺市、宇	善通寺市、観
30		※(特定)建設作業の種類		多津町、多度津町	音寺市、宇多
		①くい打機・くい抜機・くい打		の振動規制法担当	津町、多度津
		くい抜機、鋼球、舗装版破砕		課	町の振動規制
		機、ブレーカーを使用する作業			法担当課
	環境影響評価法及	出力が 4万 kW 以上である太陽	環 境	香川県環境政策課	087-832-3213
	び香川県環境影響	電池発電所の設置の工事の事業	影響		
	評価条例	をする場合は、環境アセスメン	評価		
		トの実施が必要です。	手 続		
		また、出力が3万kW 以上4万			
		kW 未満である太陽電池発電所			
31		の設置の工事の事業については			
31		環境アセスメント実施の有無を			
		判断するため国への届出が必要			
		です。			
		敷地の面積が 20ha 以上である電	環境		
		気事業に係る工場又は事業場を	影響		
		新設、増設する場合は、環境ア	評価		
		セスメントの実施が必要です。	手 続		

No	法令等名	主な手続きの概要	手続	相談窓口	電話番号
			類型		
	道路法	国・県・市町の管理する道路に	許可	(国管理)	(高松)
		おいて、占用及び工事等を行う		国土交通省四国地	087-881-4317
		場合は、許可が必要です。		方整備局香川河川	(善通寺)
				国道事務所管内の	0877-62-1471
				各国道維持出張所	
				(県管理)	(長尾)
				各地域の土木事務	0879-52-2585
				所又は小豆総合事	(高松)
32				務所の管理担当課	087-889-8902
32					(中讃)
					0877-46-7469
					(西讃)
					0875-25-5261
					(小豆)
					0879-62-1334
				(市町管理)	各市町の道路
				各市町の道路担当	担当課
				課	
	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をす	届出	香川県環境政策課	087-832-3210
		る場合は、届出が必要です。			
33		①都市計画区域			
55		5,000 ㎡以上			
		②都市計画区域以外の区域			
		10,000 ㎡以上			
	電気事業法	出力規模によって、以下の手続	許可	経済産業省中国四	087-811-8587
		きが必要となります。	又は	国産業保安監督部	
		①工事計画の届出	届出	四国支部電力安全	
34		②保安規程の届出		課	
04		③電気主任技術者の選任・申請			
		④使用前自主検査の実施			
		⑤使用前自己確認の届出			
		⑥安全管理審査の申請等			
	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を	許可	工事場所を管轄す	工事場所を管
35		使用する場合は、事前に工事場		る警察署	轄する警察署
		所を管轄する警察署の許可が必			
		要です。			